

議案第 10 号

下水道条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 5 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の一部改正により、排出基準が見直されたため、新基準に適合するよう所要の改正を行うものです。

## 下水道条例の一部を改正する条例

下水道条例（平成2年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1)～(10)まで (略)</p> <p>(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、南大阪湾岸中部処理場からの放流水について排出基準が定められているもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p>	<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1)～(10)まで (略)</p> <p>(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により、南大阪湾岸中部処理場からの放流水について排出基準が定められているもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p>

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。